

福島県福祉サービス第三者評価結果表

① 施設・事業所情報

名称：郡山婦人会保育所		種別：保育所
代表者氏名：渡邊清子		定員（利用人数）：130名（135名）
所在地：福島県郡山市堂前町21番14号		
TEL：024-922-0653		ホームページ： http://koriyama-fujinkai.ed.jp/
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：平成22年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人郡山婦人会		
職員数	常勤職員：28名	非常勤職員 5名
専門職員	（専門職の名称） 名	支援員 1名
	保育士 24名（非常勤3名）	調理員 3名
	保健師 1名	事務員他 4名（非常勤2名）
施設・設備 の概要	（居室数）7室 遊戯室 調理室	（設備等）冷暖房（1F床冷暖房）
	所庭(655.47㎡)	組立式プール 12台駐車場

② 理念・基本方針

保育理念	子ども一人一人を大切に安心して預けられる保育所を目指す
保育方針	心身ともに豊かで活気あふれる子どもを育成する
保育目標	元気に遊べる子ども 頑張れる子ども 思いやりのある子ども

③ 施設・事業所の特徴的な取組

大正15年に保育所として開所して以来95年間郡山の子どもや勤労者の生活を保育の面から支えてきた伝統は今もゆるぎなく、安心して預けられる保育所を第一義としている。しかし、子どもや保育に関する研究も進み、かつ、変容し続ける社会から期待される子どもや保育のかたちも変化してきた。変化を受容し保育を継続する中で、守るべきものと変化させるべきものを峻別し続けた年月であった。そして、今、日本的なものとして「茶道」と「剣道」を継続している。日本的なもの・伝統的なものである「茶道」や「剣道」を保育計画に組み込み、実施することで、内在する精神性である「感謝」「思いやり」のこころを育てている。

以前より掲げている保育理念の中の「子ども一人一人を大切に・・・」というフレーズは平成30年に適用となった保育所保育指針の今回の改訂のキーワード「一人一人の・・・」と合致するところである。しかし様々な子どもや保育に関する研究結果の蓄

積により、保育の考え方、保育の方法、保育の環境は日々更新されており、伝統のなかにあっても日々新しいものを取り入れる必要があり、情報収集と研修を重ねている。

現代における重要課題である自然との共存。自然の面白さに興味を持ち、自然の中で生かされていることを実感できるような環境を整備している。街中でありながら大きな公園が点在する利点を利用し、散歩をし、そこで摘んだ草花を茶花にするなど、自然と文化の関わり的一端を実感できるような取り組みを行っており、所庭に整備した花壇はすいかやトマトをたわわに実らせ、皆で「いただきます」ができ、食物のおいしさと感謝を実感できている。また、その植物たちに集まる虫たちが自然の不思議さを感じさせてくれている。

創造の源泉となるであろうと上質な砂場が用意され、キラキラした目の輝きをした泥まみれの子ども達も裸足で走っている。

子ども達の自分を表現する取り組みとして、運動会において自分が発表したい運動（跳び箱・フラフープ・鉄棒など）を自分で選び、決定し、披露している。自らの決定に責任を持ち、堂々と挑戦をしている。

長年継続してきた保育所は保育士の年齢構成も幅広く、子どもにとっても画一的でない対応が可能であり、ひとりも取り残さない保育を可能にしている。また、ここを巣立った子ども達が事あるごとに保育所を訪ねており、保育士の自信となっている。

④ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和3年8月2日（契約日） ～ 令和4年2月25日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	2回（平成 25 年度）

⑤ 第三者評価機関名

NPO 法人福島県福祉サービス振興会

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

1. 経営環境の変化への対応について

新聞やネットで子どもに関する意識調査などを参考にして今後の保育所の役割や目指す方向性を探っている。

また、郡山市の「子ども育成計画」から出生数の推移、保育ニーズの変化を把握している。さらに保育所が立地する地域の居住者の動向に伴う新たなニーズ、市内保育所や認定こども園の増加に伴う保育定数等将来の経営に影響を及ぼす要因など把握して、中長期計画に課題や対応について反映している。

2. 職員研修への取り組みについて

期待する職員像を作成し、職員の育成とキャリア形成、定着を目標とする研修計画を立てている。研修体系に沿ってキャリアパス・キャリアアップ・専門研修など外部研修、

内部研修を実施している。職場内研修は職員にアンケートを取り希望を反映した内容で実施している。

また、地域の小児科医が主催するケース検討会にも参加し、困難事例についてカンファレンスの中で学ぶ機会も持っている。その他 Zoom 研修受講を推奨し、これまで参加が難しかった首都圏で開催している研修の受講にも取り組んでいる。

3. 障がいのある子の保育について

障がいの認定を受けている子どもは、療育機関へ定期的に通い支援を受けており、療育機関と対応の仕方について共有していることを児童票により確認できた。

また、指導計画は療育機関の担当者の意見や助言を活用し保育内容に配慮を加え策定している。さらに、障がいの認定は受けていないが、集団の保育が難しい子供についても療育機関に相談し助言を受けて保育に取り組んでいる。専門研修には職員を派遣し、知識や対応方法を学び専門性を身につける取り組みも行っている。保護者からの相談にも対応しており、必要があれば専門機関を紹介し療育につなげている。

◇改善を求められる点

1. 保育についての標準的な実施方法の確立について

全職員に配布されているマニュアルの中に、日常業務分掌・保育日課等を掲げているが、標準的な実施方法は文書化されておらず、職員個人の理解、知識、経験に基づく保育にとどまっている。保育所として目指す保育サービスを実現するため、具体的な支援方法を文書化(図表やイラストなどを入れた分かりやすい手順書)し、統一した保育サービスが提供できる体制の整備が望まれる。

また、標準的な実施方法に基づいて実施できているか確認できる仕組み(チェック表)も望まれる。

2. 地域の福祉向上のための取り組みについて

保育所はまもなく創立 100 年を迎える等歴史があるが、市中心部にあり都市化など地域とのつながりが薄れ、地域の福祉ニーズが把握できていない。今後町内会長や地区の民生児童委員、療育機関や困難ケースのカンファレンスなどに関わる関係機関などと機会を捉えてニーズを把握することが望まれる。把握できたニーズに対し、保育所としてどうかかわれるか検討し、地域のニーズに応えていくことが望まれる。

3. 保育実践の振り返りについて

保育の反省は日誌・週案・月案に掲載されているが、子どもの発達や様子の記録がほとんどであり、保育士の自己評価の視点が欠けている。自己評価から気づきをお互い話し合うことで学びの場、成長の場になるので、話し合う場を設け保育所全体の保育実践の評価につなげることが望まれる。

また、話し合いの中で保育士の標準的なマニュアルを作り、互いに確認し合いながらさらなる専門性の向上へつなげることを期待する。

⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

この度 5年以上の間隔を経て2回目の第三者評価をこの新型コロナウイルス感染症の大流行の中受審しました。Webセミナーの開催が盛んに行われ、研修の機会に恵まれたともいえる反面、実際に訪問しての現地見聞や指導を受けることに制限があった2年間でした。平成30年に保育所保育指針の改訂適用があり、長年積み重ねてきた保育の確認と刷新が求められました。その集大成が第三者評価受審ともいえるものであり、結果が第三者評価結果報告書です。

この報告において評価いただいた点は自信とともに今後も継続し、改善を求められる点については、これから保育所が進むべき道であると認識し、保育所職員全員ですぐに着手し、保育所の質の向上を図り、子ども達や地域の福祉に資する保育所を目指します。

保育所に関わるこども・保護者・職員・地域の人々が誰も取り残されることなく幸せであり、かつ、持続可能な社会の福祉を支える一事業所になりたいと思います。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（共通評価基準）

※すべての評価細目（45項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針を確立・周知している。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針を明文化し周知を図っている。	①・b・c
<コメント> 理念、基本方針は保育所内に掲示するとともにホームページや保育のしおりなどに明記し周知されている。小グループの中で理念や基本方針をもとに目指す保育について話し合い理解に努めている。保護者には入所時に口頭で説明するとともに理念などを掲げた入所のしおりを毎年配布し周知に努めている。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況を的確に把握・分析している。	①・b・c
<コメント> 新聞やネットで子どもに関する意識調査などを参考にして今後の保育所の役割や目指す方法性を探っている。また、郡山市の「子ども育成計画」から出生数の推移、保育ニーズの変化を把握している。 さらに保育所が立地する地域の居住者の動向に伴う新たな保育ニーズ、市内保育所や認定こども園の増加に伴う保育定数等将来の経営に影響を及ぼす要因など把握して、中長期計画に課題や対応として反映している。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	①・b・c
<コメント> 人件比率など経営分析を行うとともに経営課題として複雑化する保育ニーズや少子化に対応し魅力ある保育所づくりを進めるため職員の育成、キャリアアップを進めている。有期雇用の準職員制度を見直し希望を聞き正職員化する待遇改善や年功序列制度を見直すなど意識改革に取り組んでいる。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画を明確にしている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画を策定している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>中長期計画(令和3年度から令和7年度)を策定している。将来構想に掲げる「市民と育つ保育所」実現のため重点課題、基本目標を示し、一時預かり事業について拡充・継続し新たな里帰り出産者のニーズにこたえる事業として対応を広げる他、職員の資質向上など保育の充実、安定的な経営確保のため将来の修繕や人件費の積み立てなど具体的な目標を示している。</p> <p>なお、計画の裏付けとなる中長期収支計画はまだ策定されていないので将来の施設維持・修繕のコストなど含めて中長期収支計画の策定が望まれる。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画を策定している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>単年度事業計画は、保育理念、方針、保育目標を掲げ、保育事業の質の向上のため研修計画、クラス編成、職員体制、子育てに関するアンケートなど具体的な内容で策定している。また、中長期計画で重視している経営の安定、ICT化による保育業務の改善、一時預かり保育の利用人数なども入れて内容に反映している。</p>		
I-3-(2) 事業計画を適切に策定している。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行い、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は、1月に現事業計画の進行状況を確認しながら主任・副主任・リーダー職が参画し策定している。職員会議で説明し職員全体で保育過程と同じ方向になるよう確認している。</p> <p>しかし、策定には特定の幹部職員の参加にとどまり全職員の意見を反映した組織全体の取り組みとなっていないので現年度の事業実施状況を振り返り、次年度の取り組みを各委員会で検討し事業計画に反映するなど組織としての取り組むことが望まれる。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知し、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は玄関に置いて保護者などがいつでも閲覧出来るようにする他、行事計画などは入所のしおりの中に入れて配布している。</p> <p>しかし、コロナなどにより保護者会は開催できず説明する機会はないため保護者への周知は十分でない。今後、分かりやすい内容に編集し配布する他、クラス単位で説明する等理解が深まる取り組みが望まれる。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果

I-4-(1) 保育の質の向上に向けた取組を組織的に行い、機能している。		
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組を組織的に行い、機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>第三者評価は平成25年度に受審しており、今回2回目の受審となっており、間隔はあいたが定期的な受審をしている。</p> <p>また、「保育所の保育のチェックリスト100」を用い毎年チェックをして結果を集計して暦年の変化を見て質の向上について確認している。</p> <p>なお、前回の評価受審後に評価結果を分析し、検討を加える場合は設定されておらず受審するに留まっている。さらに、毎年実施しているチェックリストも個人の振り返りに留まっており、結果を活用するまでにはなっていない。今後組織の中に質の向上に取り組む仕組みを設け職員の意見を集約しながら、質の向上に向けて機能させることが望まれる。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>現在、「保育所の保育のチェックリスト100」による自己チェックの他、今までやってきた保育(当たり前の保育を見直そう)は良いのかについて自己評価を全員で取り組み、保育に児童の発達心理学など新しいものをどう入れるか検討を進めている。</p> <p>なお、第三者評価は平成25年度に受審しているが、その結果を分析し、課題について文書化したうえで改善計画を策定するまでには至っておらず、組織的な取り組みもできていない。</p> <p>今後、自己評価での気づきや受審結果を受けて明らかになった課題について、改善につなげるよう保育所として組織的にPDCAサイクルで取り組んでいくことが望まれる。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任を明確にしている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>年度初めに業務に支障を出さないよう職員を3グループに分け、必ず参加できるようにして保育所の方針や事業計画など伝えている。</p> <p>また、職務分担表や災害時のフローチャートで責任や役割が明確にされている。保護者に毎月発行している「みみちゃんだより」に毎回保育所の方針などを伝え、周知に努めている。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>児童福祉法の改正など子どもに関する法律や制度について市からの情報や管理者研修会などで把握に努めている。労働法や雇用関係の改正や新しい制度についてはサポート契約を結</p>		

<p>んでいる社会保険労務士から情報を得る他、雇用管理についても相談し理解を深めている。法令等の改正など得られた情報は、職員会議で周知を図るとともに事業所として順守するよう雇用管理の見直しなどに取り組んでいる。</p>		
<p>Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップを発揮している。</p>		
12	<p>Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育日誌、月案計画・反省を確認し、出来たところや良い点のコメントを赤で記入し保育士の意欲向上に努めている。伝えたいことがあるときは業務に支障が出ないように3回に分け全員に伝わるような場を設け伝えている。</p> <p>なお、保育の質の向上のためには組織的・継続的な取り組みが求められており、午睡時や子供が少ない時間帯など工夫しながら職員会議を持ち保育課題を話し合うなど、自由に意見交換し、より良い保育を目指す職場の風土づくりに指導力を発揮することが望まれる。</p>		
13	<p>Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>働き方改革として保育士が子どもから離れる時間をつくる他、清掃業務パート職員の採用やICTを導入し保育に関する書類作成の効率化に努め保育に専念できる環境づくりに努めている。</p> <p>また、中長期計画の中で施設の補修や人件費の積み立てなど将来を予測した経営方針を立て着実に基盤整備をしている。</p> <p>なお、業務の改善や実効性を高める取り組みには職員を巻き込んで進めることが大切であり、職員の意見を吸い上げながら検討する場を設けることが望まれる。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制を整備している。</p>		
14	<p>Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画を確立し、取組を実施している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>最低基準プラス3の人員配置を行い、採用計画を立てハローワークや養成校へ求人活動をしている。これまで受け入れた実習生には遠慮があり就職の声をかけていなかったが、今年度から勧誘をしている。職員定着に向けてキャリアパス制度の導入、年度雇用の準職員制度をやめ採用から正職員とするなど人材の確保、育成環境づくりに努めている。</p> <p>なお、1歳未満児が年度当初定員どおり集まらず、年度中に埋まることや3歳の誕生を迎えると幼稚園などに転園する事例もあり予想が立てられない現状や、入所人数で職員定数が決まるため、現状では退職者見合いで求人を出している。求人は競争が激しく獲得に苦労しており、勤務条件ばかりでなく魅力ある職場づくりを進め人材獲得に取り組むことが望まれる。</p>		
15	<p>Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理を行っている。</p>	a・b・c

<p><コメント></p> <p>職種ごと人事考課表が決められており、本人考課をもとに主任・所長の2段階の考課を行っている。</p> <p>また、自己申告書を毎年とり、職務やクラス担当の希望や食育、子育て支援など興味を持つ分野なども把握して人事管理や運営に活かしている。キャリアパスでは職種、経験年数ごとの役割や責任、求められる能力、昇格条件などが示され、職員自ら将来を描けるようになっている。</p>		
<p>Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮している。</p>		
16	<p>Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>毎年自己申告書で業務量の多寡、働きやすいか、目標や悩みなど把握し、準職員の正職員化、有給の看護休暇など改善に努めている。4半期ごとの休暇取得状況を把握して、取得が少ない職員には取得するよう声をかけている。事務の効率化などで残業縮減にも取り組んでいる。また、福利厚生として互助会、福祉医療機構の退職制度へ加入している。</p> <p>しかし、現職員体制では、容易に休暇を取得するまでの余裕はないとの声も見られることから、就労意欲の向上のためにも有給休暇を取りやすくする体制づくりが望まれる。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制を確立している。</p>		
17	<p>Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>今回の受審をきっかけに「期待する職員像」を全職員からのアンケートをもとに作り、職員全員が共有している。キャリアパス制度の中でそれぞれの役割や責任、求められる能力、昇格条件が決められ職員に周知されており、毎年の自己申告書で目標を記入できるようになっている。</p> <p>しかし、人事管理のなかで目標管理制度は行っていないので、今後一人一人の職員が目標を設定し、それを管理職が面談を通して進捗状況を確認しながらアドバイスするなど、目標達成できるよう支援して育成を図るとともに、職員自ら成長する意欲に結び付けていくことが望まれる。</p>		
18	<p>Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画を策定し、教育・研修を実施している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>期待する職員像を作成し、職員の育成とキャリア形成、定着を目標とする研修計画を立てている。研修体系に沿ってキャリアパス・キャリアアップ・専門研修など外部研修と内部研修を実施している。職場内研修は職員にアンケートを取り、希望を反映した内容で実施している。</p> <p>また、地域の小児科医が主催するケース検討会にも参加し、困難事例についてカンファレンスの中で学ぶ機会も持っている。その他 Zoom 研修受講を推奨し、これまで参加が難しかった首都圏で開催している研修の受講にも取り組んでいる。</p>		
19	<p>Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会を確保している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p>		

<p>階層別研修・職種別研修・テーマ別研修など研修計画に位置付けている研修は、義務免の扱いで参加を促す他、計画に上がっていない研修も案内があれば参加者を募り、シフト調整をして参加できるよう対応している。職員の職位や経験、能力に応じた階層別研修は、指名して参加させている。</p> <p>また、研修履歴を作成し、受講漏れがないよう管理している。</p> <p>なお、新人職員研修は実施しているが、プリセプター制度は取っていない。また、経験や習熟度に応じた職場内OJTは不十分であり、今後業務の中で助言や指導を通じて職員育成することが望まれる。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成を適切に行っている。</p>		
20	<p>Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	<p>㉖・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>実習生受け入れ方針を示し、受け入れマニュアル・事前オリエンテーション・誓約書など受け入れのための体制が整えられている。養成校ともプログラムや記録様式など話し合っている。受け入れは主任保育が窓口になり、養成校や実習希望者と打ち合わせを行い、受け入れ準備をしている。毎年実習生を受け入れており、3年度は5人が実習を終了している。</p> <p>また、実習で入るクラス担当とも連携・協議し、注意事項を実習生に伝えるなど安全で実効性のある研修となるよう受け入れ体制を作っている。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組を行っている。</p>		
21	<p>Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開を行っている。</p>	<p>a・㉗・c</p>
<p><コメント></p> <p>ホームページに理念・基本方針・決算報告など公開している。苦情相談体制・第三者委員は、玄関に掲示する他重要事項説明書などに記載し保護者に周知している。苦情の対応内容は所内で個人情報に留意しながら対応内容を掲示し伝えている。訪問者用のパンフレット、保育所駐車場に広告版を設置して保育活動や一時保育について公報している。コロナ禍前は、地域の方を招いた時に理念など説明する機会を持っていたが、現在は控えている。</p> <p>ホームページの見直しを計画していることから、事業計画などの取り組みが、見る人にわかりやすく伝わる内容を工夫して公開することが望まれる。</p>		
22	<p>Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組を行っている。</p>	<p>㉖・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>経理規程に基づき、契約・会計処理を行うとともに所長・主任・事務員で毎月月末に現金有り高と残高証明を照合し確認している。法人監査は年1回監事2名(行政書士・会計事務所事務長)が行っている。</p> <p>また、監事が所属する会計事務所とは違う別の会計事務所と契約し、税理士が月次監査を行うとともに、決算監査・指導を受けており、課題があればアドバイスに基づき健全な経営</p>		

に努めている。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係を適切に確保している。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>新型コロナウイルス感染症が発生する前は、近隣のお寺のどんと焼き、お遊戯会のリハーサルに地域の方に見てもらうなど交流をしていた。現在はコロナ禍にあり交流が制限されているが市内のプロバスケットチームを迎え運動遊びを行った。</p> <p>なお、歴史は長い保育所ではあるが都市化が進み、地域とのつながりや交流の積み重ねが少ない現状にあり、コロナ後は子供が利用できる地域の資源を把握し、子どもの成長・発達につながる交流をする取り組みが望まれる。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ボランティア受け入れ手順のフローチャート、個人情報保護の誓約書などを用意して受け入れが行われていた。コロナ前は学校の職場体験も受け入れており、保育のしおりなどでオリエンテーションが行われ、注意事項なども含め安全面に配慮して受け入れていた。</p> <p>なお、受け入れに対する基本姿勢などは明記していなので、登録手続きやボランティア保険加入の確認など具体的な内容の他、受け入れに対する基本姿勢として受け入れ目的を明らかにすることが望まれる。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携を確保している。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携を適切に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>療育機関、相談機関、幼稚園・認定こども園、病院、養成校、公共施設、町内会など地域の関係機関の一覧表を作成し、必要な場合は保育所より案内している。子どもが利用している療育機関、困難ケースのカンファレンス(ムーミンの谷)を実施している小児科などの関係機関とも連携を進めている。</p> <p>しかし、保育所として必要な社会資源について明確にすることは行われておらず、既存の一覧表は機関名のみがあげられ、そこでの支援内容、連絡先などは明記していない。職員や保護者が必要時に利用できるよう明確にしておくことが望まれる。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>玄関に掲示板を設け、保育所の取り組みを入れた「みみちゃんだより」や一時預かり事業の案内をして、近隣の住民に保育所の取り組みを周知している。また、コロナ禍のためここ</p>		

<p>2年実施できていないが、お話し会や人形劇会・交通安全教室に参加した子育て世帯にアンケートをとり、その世帯を通してニーズを把握していた。</p> <p>また、一時預かり事業のなかで首都圏などからの里帰り出産をする方の同伴児を預かることを検討し、実施を決定した。</p> <p>しかし、地区の自治会や民生委員連絡会などとの関係が持てておらず、地域の福祉ニーズを把握できていない。関係している学校や地域の民生児童委員など関係者から対応できるニーズを把握し、保育所として持っている機能を生かした取り組みを進めることが望まれる。</p> <p>また、検討を始めている里帰り出産の方の同伴児を預かることも産科医療機関などと連携し、具体的ニーズを把握することが望まれる。</p>		
27	<p>Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>福祉ニーズに対する公益的な事業は保育人材の確保、事業を展開する空間などを実施上の課題に上げ取り組みが進んでいない。</p> <p>今後、場所等の確保がなくとも出来る育児相談などの事業を検討し、出来ることから公益的な活動に取り組むことが望まれる。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
<p>Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢を明示している。</p>		
28	<p>Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>理念にあげている「子供一人一人を大切に」を実践するため、毎年「全国保育士会人権擁護のためのセルフチェック」を活用し、各保育士が保育の振り返りを行っている。結果をもとに子どもの人権について語る機会を設けている。これまで当たり前に行っていた排せつ失敗時の着替えを、他の園児に見られない場所で着替えをする取り組みを始めている。</p> <p>なお、おむつ交換は保育室内で行っているが、カーテンや簡易な衝立を設けるなどプライバシーへの配慮に取り組むことが望まれる。</p>		
29	<p>Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>個人情報保護規程、個人情報の取り扱い方針を明文化している。入職時に口頭で説明し、誓約書を取っている。</p> <p>また、入所時に重要事項説明書並びに保育のしおりで保護者に説明し、同意書を取る他、広報誌に掲載する写真について子どもの顔が特定される場合は個別に事前同意を取る対応をしている。</p> <p>なお、セルフチェックで排せつ失敗時の着替えについて、他児の目に触れない取り組みを</p>		

始めているが、今後おむつ替えや着替えする際、保育室に簡易な衝立等など、他の子どもなどの目に触れることがないような工夫した取り組みが望まれる。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）を適切に行っている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入所希望者には、見開きのパンフレット「保育所あんない」と「保育のしおり」で副主任保育士が担当して説明している。見学を希望する保護者には、コロナ禍にあり、所庭など外から内部を見学してもらっている。掲示板に広報誌など保育所の情報を出しており、取り組み情報を周知している。</p> <p>なお、パンフレット等は多くの人が入手できるようにはなっていないので、関わりのある関係機関に置いてもらうなど積極的に周知することが望まれる。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育の開始や変更の際は重要事項説明書により説明し、内容を理解していただいた上で、同意をもらっている。</p> <p>また、途中変更の必要があった場合は保護者役員会で諮り同意を得たうえで変更し、全保護者に文書で伝えている。今回コロナ禍で、出入り口の密集を避けるため、2か所に変更した際は写真付きの文書で周知を図った。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育所等の変更があった場合は市様式「保育経過記録」で引き継ぎ文書を添えるなど保育の継続につながる取り組みをしている。保育終了後の相談は主任保育士が担当者となっており、満了式の時口頭で伝えている。これまで病院から健康記録の提出依頼、学校から数件問い合わせがあったが、保護者からの相談は出ていない。</p> <p>なお、保育所の利用が終了した時、口頭で伝える他、相談しやすい窓口や担当者、連絡先など文書で伝えることが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>利用者の意向を把握する仕組みがフローチャートとして作られているが、コロナ禍で保育参観や懇談会、未満児の行事等ができていない。日々の保育の中で、子どもの表情や会話、保護者の連絡ノート、送迎の際の会話などで子どもの満足を把握するよう努めている他、意見箱の設置や「子育てアンケート」「食育アンケート」「行事後のアンケート」等で意見を求めているが、集計や改善の内容についてフィードバックされていないので今後実施されることが望まれる。</p> <p>また、保護者に対し利用者満足に関する調査等を実施し、その結果を保育の改善につなげ</p>		

ていくことも望まれる。		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制を確保している。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決のしくみが確立され、入所の際に配布する重要事項説明書や入所のしおりに、保護者からの相談や苦情、意見等の連絡先を記載し説明している。</p> <p>また玄関にも掲示し、意見箱・記入用紙も設置している。苦情内容については、記録もあり保護者にフィードバックし保育の質の向上を図っている。また、近所の方の苦情にも真摯に向き合い対応している。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>入所の際配布する重要事項説明書や入所のしおりに、保護者からの相談や苦情、意見等の連絡先を記載し説明している。また、玄関にも掲示する他意見箱も設置され無記名の記入用紙も準備されている。相談相手や内容に応じて相談場所を変え、プライバシーに配慮して相談に応じている。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>登所・降所時のやり取りや連絡ノートに記載されている相談や意見については、その場で回答できるものは回答するなど迅速に対応している。無記名での意見やアンケート等については職員で検討し改善したことは、全保護者に向け毎月の園だよりや掲示物等で周知している。</p> <p>なお、コロナ禍で保育参観・懇談会・個別懇談もなく、相談や意見が出しづらいことも想定されることから、気軽に相談や意見を出せるよう方法や手段を広げる見直しを検討することが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組を行っている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制を構築している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>事故報告書とヒヤリハット報告書の記録もあり、収集した事例を基に発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討するなどの取組を行っている。遊具使用時のリスク、所内や所庭のヒヤリマップ図を作成し事故防止に取り組む他、事故発生時対応マニュアル(様々な事故に対応したフローチャート)や手順書を整備し、安心・安全な福祉サービス提供のため組織全体で取り組んでいる。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>「保健衛生マニュアル」等を基に保健師が職員へ周知し、研修会等も実施している。</p>		

<p>また、保護者には重要事項説明書で感染症罹患時の取り扱いについて説明するとともに、発生状況の掲示や感染症に対する情報提供も行っている。コロナ感染症防止のため登所時の子どもの受け入れ場所を分散し、密を避けた対応にしている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	a・b・c
<p><コメント> 「危機管理マニュアル」の中に火災・地震・風水害・不審者侵入・交通事故等、様々な場面を想定し明記している。避難訓練は毎月1回様々な場面を想定して実施し、今年度は不審者侵入訓練時には警察署の指導も受け、助言をもらっている。備蓄リストを作成し、管理者を決めて整備し、備蓄内容も検討している。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法を確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法を文書化し保育を提供している。	a・b・c
<p><コメント> 全職員に配布しているマニュアルの中に、日常業務分掌・保育日課等を掲げている。標準的な実施方法について、危険に直結する分野(午睡チェック・SIDS・プール遊び・散歩等)に関しては写真を使用しながら、文書化し、かつ、模擬を重ねている。但し、日常的な保育業務(排泄介助・ミルク介助・叱り方等)は文書化されておらず、職員個人の理解や知識、経験に基づく保育サービスの提供にとどまっている。保育所として目指す保育サービスを実現するため、具体的な支援方法を文書化(図表やイラストなどを入れた分かりやすい手順書)し、どの職員も統一した保育サービスが提供できる体制の整備が望まれる。 また、標準的な実施方法に基づいて実施できているかチェック表などで確認できる仕組みも望まれる。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みを確立している。	a・b・c
<p><コメント> 年1回保育士のチェックリストにより自己評価を行うとともに、「保育の当たり前をなくそう」と常に念頭においてクラスごと、未満児・以上児ごと、保育所全体で話し合いを行い、業務の見直しにつなげている。標準的な実施方法などの手順書はまだ作成していない。 今後、標準的な実施方法について現状を検証し、必要な見直しを職員参加のもと組織的に行うことが望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画を策定している。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a・b・c
<p><コメント> コロナ禍で個別懇談は実施できなかったが、アセスメントに関するマニュアルがあり、子どもや保護者のニーズを日々の保育や子育てアンケートにより把握し、関係職員や保育所</p>		

外の療育担当者との意見交換や助言を受け、指導計画を作成している。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>年間指導計画は4半期ごと、短期指導計画は月ごと週ごとに担任保育士が自己評価し、クラスごとに話し合ったことを毎週火曜日の日中に共有会議、2ヵ月に1度を目安に必要時に職員会議を開催し、情報の共有を図っている。</p> <p>また、指導計画において変更があった場合は、赤字で修正するなどの仕組みができています。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録を適切に行っている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録を適切に行い、職員間で有化している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>年間指導計画・月週案・個別計画はICT化され、職員が情報を共有できるようになっている。</p> <p>また、児童票は様式の検討を行い、全園児の個別計画・支援内容及び育ちの経過表・年齢ごとの児童経過記録により保育の実施状況を把握することができ、記録に差が出ないように主任が指導に当たっている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制を確立している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>法人としての個人情報保護規程があり、保育所の個人情報の取り扱い方針も作成し、管理責任者は所長があたっている。保護者には保育所内の個人情報に関して入所時に説明し、同意書を提出してもらっている。子どもに関する記録の管理は鍵付きの保管庫に収納し、パソコンも2階の職員休憩室で管理している。</p>		

第三者評価結果（内容評価基準）

※すべての評価細目（20 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

A-1 保育内容

	第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成	
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。
<p>＜コメント＞</p> <p>今年度の計画は、前年度2月に各クラス担任の反省・評価を基に、主任が原案を作り、次年度の担任と見直しを行い、最終的に3月中に立案している。</p> <p>しかし、立案にいたる過程の文書については既に廃棄されており確認できなかったため、反省点を活かし改善に至った根拠となる文書や経緯(反省点・原案・成案等検討過程等のプロセス)等、計画策定の過程を残し翌年度の計画作成につながるようにすることが望まれる。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
<p>＜コメント＞</p> <p>保健衛生マニュアルの中に児童・職員の健康管理や衛生管理について細かく決められ、手洗いや清掃等が行われている。</p> <p>しかし、訪問日は湿度が40パーセントを下回っており、その際の対応策やコロナ対応のための換気などについては取り決めがなく、感染症や状況に応じてマニュアルの見直しをすることが望まれる。</p>	
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
<p>＜コメント＞</p> <p>保護者の思いを計画に入れ、職員で共有している。前年度の反省の中には、無理強いせず丁寧に繰り返し伝えることで、基本的な生活習慣が身についた事例が確認された。所内研修では不適切な保育の見直しを行ない、一人一人を受容するように心がけている。</p>	
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。

<p><コメント></p> <p>個々人の発達状況に合わせて基本的な生活習慣が身につくように、箸を使った遊びを取り入れるなど、無理なく移行している。</p> <p>また2歳児の上履きの使用、排泄の自立、年長児の午睡の廃止などについても、子どもの発達や次年度へ向けて無理なく行われている。</p>			
A⑤	A-1-(2)-④	<p>子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>朝の自由遊び時に、1歳児クラスではブロックで遊ぶ他、吊り下げられた風船をさわって遊ぶ姿が見られ、2歳児クラスでは自分で好きな遊具を出して遊べるようになっている。以上児は、自分で外遊びと室内遊びを選択し、自由に遊ぶことができるようになっているなど保育環境を整え保育を展開している。</p>			
A⑥	A-1-(2)-⑤	<p>乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開できるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入所にあたっては個別に発達の状況を聞き取り、食育に関しては、ミルクの銘柄を家庭と同じものにし、離乳食は家庭で食べた食材を取り入れている。主に保健師がミルクの調乳や衛生管理について指導し、取り組んでいる。午睡時には、寝つきが悪い子は抱っこやおんぶをして個別に対応し寝せている。表情や体の動き、言葉にならない声から子どもの気持ちや状況を判断し関わりを持ち、生活と遊びへ配慮した保育を展開している。</p> <p>なお、帯紐から腕が抜けて首にかかりそうな姿が見かけられたので、手順書などで安全性に配慮した標準的な保育の方法を確立し、職員同士保育について注意し合える体制づくりが望まれる。</p>			
A⑦	A-1-(2)-⑥	<p>3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開できるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>登降所時はクラスのベランダでほぼ担任が対応している。1,2歳児クラスとも20人を超えるクラス人数となっているため、年度替わりで混乱が生じないようにクラス担任のうち1人以上は持ち上がりで担任するようにし、園児の落ち着かない時はフリーの職員も保育に入っている。</p> <p>しかし、担当制は取らずに1週間交代で保育を進めている。</p>			
	A-1-(2)-⑦	<p>3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開できるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>早朝の保育は出勤職員数に合わせ保育場所を変更し、子どもの安全を考慮しながら保育所内外自由に選択でき、夕方は3,4歳児クラスで自由に遊び異年齢児交流を取り入れている。体力づくり計画も立案し、日課には体を動かす時間を確保する他、剣道やお茶など独自の取</p>			

り組みも取り入れている。		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>障がいの認定を受けている子どもは、療育機関へ定期的に通い支援を受けており、療育機関と対応の仕方について共有していることを児童票により確認した。</p> <p>また、指導計画は療育機関の担当者の意見や助言を活用し、保育内容に配慮を加え策定している。さらに、障がいの認定は受けていないが、集団の保育が難しい子供についても療育機関に相談し、助言を受けて保育に取り組んでいる。専門研修には職員を派遣し、知識や対応方法を学び専門性を身につける取り組みも行っている。保護者からの相談にも対応しており、必要があれば専門機関を紹介し療育につなげている。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>早朝の受け入れや延長保育の際は玄関のみを利用し、延長保育は玄関脇の一時預かりの部屋を使用している。利用児は少ないが、普段使えない遊具や滑り台がある他、職員と密に接することにより、延長保育利用児が寂しがらないように配慮している。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>年長クラスの計画には小学校との連携が掲げられている。10月は就学児健診が行われることから月案に小学校見学を予定し、小学校の先生により校内見学を実施したことを保育日誌にて確認した。</p> <p>また、就学に向けての保護者からの期待や不安をアンケートにより聞いて対応している。</p>		

		第三者評価結果
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>保健衛生マニュアルの中に子どもの健康管理について掲げ、職員へも渡されて所内で保健師により研修も行われている。おむつ交換時の専用のエプロンや嘔吐時、下痢便の時に使用するセットも備えられていた。保護者へは郡山市から送られてくる保健だよりの他、毎月発行されている園だよりに保健師からのお知らせも掲載し、健康面での注意等知らせている。与薬、怪我や体調不良児の対応も保健師を中心に行われていた。</p> <p>また、午睡についても目視やセンサーで適切に管理し、チェック表に記録している。SIDS(乳幼児突発死症候群)については対応マニュアルを整備し、職員研修をしている。</p>		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>健康診断・歯科検診は年2回実施し、結果については健康カードで保護者に知らせている。6月の歯科検診時は歯学部の学生により歯磨き指導が行われ、後半は保健師により指導が行</p>		

われた。歯科検診後の通院の働きかけは行っていないが、保育の中で栄養指導、歯磨きの大切さを知らせている。		
A14	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>食物アレルギーのある園児はマニュアルに沿って医師より除去食依頼書を提出してもらい、共有会議で職員に周知し、事務室のボードにも園児名と除去する食材を書き出し、調理室でも共有している。トレーを分けて園児名を書き、保育室では誤食しないようにテーブルの配置に注意している。</p> <p>また、他児へも説明等で理解を得る取り組みをする他、該当する子どもの保護者とメニューについて情報交換をしている。</p>		

		第三者評価結果
A-1-(4) 食事		
A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>全体の計画の他食育計画を立案し、保育の中に位置づけられている。所庭で野菜を栽培し給食に使用するなど、野菜が身近に感じられるように工夫している。食事時はコロナ対応で一時は一方向を向いて食事していたが、今は制限なく対面式で食事している。年長クラスはバイキングを取り入れ自分で食べられる量を取り分けしている。</p>		
A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保健衛生マニュアルの中に給食室安全についての項目があり、衛生管理・手順書等詳しく記載し給食業務を実施している。献立は郡山市から出された献立表を使用し、除去食のある場合はそれぞれに応じて代替食を出している。月1回調理担当者が年長クラスで食事する機会があり、内容や成果が記録されている。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>コロナ禍になってから送迎時の体制を工夫し、保護者は送迎時室内に入らないようにしている。2歳児クラスまでは連絡帳とボードにより日々の様子が伝えられ、3歳以上児は玄関のお知らせボードで保育の様子を写真も載せて伝えている。</p> <p>また、運動会やお遊戯会などは4,5歳児クラスのみ、コロナ禍のため密にならないように工夫して行われている。</p> <p>なお、保育参観懇談会などが行われていないので、他のクラスでも保護者が参加する行事</p>		

の工夫、または現在取り組んでいないクラスだよりを発行する等、何らかの形で子どもの保育所での様子を知らせる工夫が望まれる。

		第三者評価結果
A-2-(2) 保護者等の支援		
A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>6月にアンケートを取り個別面談を行う計画であったが、コロナ禍で紙面上のみになっている。</p> <p>なお、相談に応じる仕組みはあり、実際に行われたケースもあったとのことだが記録の確認はできなかつたので、今後記録を残す取り組みをするとともに個別面談だけでなくコロナ禍にあっても可能な他の方法など検討が望まれる。</p>		
A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>虐待対応マニュアルは保護者の虐待のケースと保育所内のケースを整備しており、虐待が疑われたケースの書類の中には児童相談所、警察とのやり取りも記載している。職員には週1回の共有会議で報告し伝達している。</p> <p>また、職員研修にも参加する他、必要があれば市要保護児童対策地域協議会等との情報の共有にも努めている。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育の反省は日誌・週案・月案に子どもの発達や様子の記録が生き生きと掲載されているが、保育士の自己評価は月案においてのみ行っている。保育士の自己評価を主任保育士と話し合い、学びの場、成長の場としているが、もっと保育士同士で話し合う場を設け保育所全体の保育実践の評価につなげることが望まれる。</p> <p>また、話し合いの中で保育の標準的なマニュアルを作り、互いに確認し合いながらさらなる専門性の向上へつなげていくことを期待する。</p>		